

◎ 国会法の一部を改正する法律案 新旧対照表

○ 国会法（昭和二十二年法律第七十九号）（本則関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第十五章の三 公開方法工夫支出の監査等に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会</p> <p>第二百二十四条の五 政治資金委員会の委員長及び委員の推薦並びにその要請を受けて国政に関する調査を行うため、国会に、公開方法工夫支出の監査等に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（以下この章において「両院合同協議会」という。）を置く。</p> <p>第二百二十四条の六 両院合同協議会は、政治資金委員会の要請を受けた場合において必要があると認めるときは、当該要請に係る事項について、国政に関する調査を行うことができる。</p> <p>第二百二十四条の七 第四百条の規定は、前条の規定による国政に関する調査を行う場合における両院合同協議会について準用する。</p> <p>第二百二十四条の八 前二条に定めるもののほか、両院合同協議会の組織、運営その他の事項については、両議院の議決によりこれを定める。</p>	<p>（新設）</p>

第二百二十四条の九 国会に、別に法律で定めるところにより、政治資金委員会を置く。

○議院に出頭する証人等の旅費及び日当に関する法律（昭和二十二年法律第八十一号）（附則第二条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案

現行

第一条 各議院（公開方法工夫支出の監査等に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会（第六条において「両院合同協議会」という。）を含む。）における議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭し、又は陳述した者には、この法律によつて旅費及び日当を支給する。ただし、次に掲げる者には旅費及び日当を、国会閉会中証人となつた国会議員には日当を支給しない。

一〇三（略）

第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会、憲法審査会、情報監視審査会、政治倫理審査会又は両院合同協議会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。

第一条 各議院における議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭し、又は陳述した者には、この法律によつて旅費及び日当を支給する。ただし、次に掲げる者には旅費及び日当を、国会閉会中証人となつた国会議員には日当を支給しない。

一〇三（略）

第六条 公聴会に出頭した利害関係者又は学識経験者等、委員会、参議院の調査会、憲法審査会、情報監視審査会又は政治倫理審査会に出頭した参考人及び証人の補佐人には、前五条の規定の例により旅費及び日当を支給する。

○議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）（附則第三条関係）（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>第一条 各議院（公開方法工夫支出の監査等に係る両議院の議院運営委員会、合同協議会（第一条の四第一項において「両院合同協議会」という。）を含む。次条及び第一条の三において同じ。）から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。</p> <p>第一条の四 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会（両院合同協議会を含む。第五条の二、第五条の三第七項及び第九項並びに第五条の五を除き、以下同じ。）の会長の許可を得て、補佐人を選任することができる。</p> <p>②・③（略）</p>	<p>第一条 各議院から、議案その他の審査又は国政に関する調査のため、証人として出頭及び証言又は書類の提出（提示を含むものとする。以下同じ。）を求められたときは、この法律に別段の定めのある場合を除いて、何人でも、これに応じなければならない。</p> <p>第一条の四 証人は、各議院の議長若しくは委員長又は両議院の合同審査会の会長の許可を得て、補佐人を選任することができる。</p> <p>②・③（略）</p>

○行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成二十五年法律第二十七号）（附則第四条関係）

（傍線部分は改正部分）

改正案	現行
<p>（特定個人情報の提供の制限）</p> <p>第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 各議院、各議院の委員会若しくは参議院の調査会若しくは公開方法工夫支出の監査等に係る両議院の議院運営委員会の合同協議会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項及び第二百二十四条の七において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。</p> <p>十六・十七 （略）</p>	<p>（特定個人情報の提供の制限）</p> <p>第十九条 何人も、次の各号のいずれかに該当する場合を除き、特定個人情報の提供をしてはならない。</p> <p>一～十四 （略）</p> <p>十五 各議院若しくは各議院の委員会若しくは参議院の調査会が国会法（昭和二十二年法律第七十九号）第四百四条第一項（同法第五十四条の四第一項において準用する場合を含む。）若しくは議院における証人の宣誓及び証言等に関する法律（昭和二十二年法律第二百二十五号）第一条の規定により行う審査若しくは調査、訴訟手続その他の裁判所における手続、裁判の執行、刑事事件の捜査、租税に関する法律の規定に基づく犯則事件の調査又は会計検査院の検査（第三十六条において「各議院審査等」という。）が行われるとき、その他政令で定める公益上の必要があるとき。</p> <p>十六・十七 （略）</p>